

第3編 排水設備の事務取扱い

第1章 指定工事店と排水設備責任技術者

1.1 指定工事店制度の目的（条例第6条関係）

藤沢市では、公共下水道、流域下水道の適正な維持管理を図るため、公共下水道及び暗渠となっている下水道へ宅地内の下水を排除するために設ける排水設備等の工事については、法・令・条例・規則（以下「法令」という。）で定める技術上の基準に適合するよう、すべての排水設備工事は、市長が指定する指定工事店でなければ行うことができない。

1.2 指定工事店と排水設備責任技術者（条例第7条、第17条関係）

指定工事店の指定を受けるには、条例第7条に規定する各要件を備えていなければならない。特にその要件のひとつとして神奈川県下水道協会が行う認定試験に合格した者若しくは更新講習の課程を修了した者のうちから排水設備工事責任技術者を1人以上選任しなければならない。

これは、指定工事店制度の目的である法令で定める技術上の基準に適合した適正な排水設備の工事を確実に指定工事店が行うために、必要な知識技能をもった排水設備工事責任技術者にこの工事の設計及び施工を行わせることとするためである。

1.3 指定工事店の義務（条例第12条関係）

指定工事店制度の目的達成のため、指定工事店は条例第12条に規定する以下に記載の義務を課せられている。従って、指定工事店がこれらの義務に違反した場合は、指定の取り消し等の処分を受ける可能性もあるので、これらの義務を遵守することが特に重要である。

- (1) 排水設備の新設等の工事の申込みを受けたときは正当な理由がない限り拒否しないこと。
- (2) 排水設備の新設等の設計及び施工は、適正な価格で誠実かつ迅速に実施すること。
- (3) 排水設備の新設等の工事の請負契約の締結に際しては、請負代金の額、工事着手の時期、工事完成の時期その他必要事項を明示すること。
- (4) 排水設備の新設等の完成検査合格後1年以内に生じた故障については、無償で補修すること。ただし、不可抗力又は使用者側の故意もしくは過失によるものと認められるものについては、この限りではない。
- (5) 排水設備の新設等の工事は、選任の責任技術者にその技術に関する全ての事項を担当させること。
- (6) その計画について条例第5条第1項前段の規定による確認を受けていない排水設備の新設等の工事を施工しないこと。
- (7) 名義を他人に貸与し、又は下請人に工事を施工させないこと。
- (8) 排水設備の新設等の工事に使用する材料は、市長が指定する規格のもの又は別に定めるところにより、市長がこの市の区域内における排水設備材料として適当なものと認定したもの

とすること。

- (9) 排水設備の新設等の工事の施工に関する使用人の行為については、全て責任を負うこと。
- (10) 災害等の緊急事態が発生した場合において、市長から協力の要請があったときは、これに協力するように努めること。

1. 4 指定工事店の資格要件 (条例第7条関係)

指定工事店として市長の指定を受けようとする者は、条例第7条に規定する次の要件を備えていなければならない。

- (1) 営業所ごとに、条例第17条第1項の規定により選任した責任技術者のうちから1人以上置くこと。ただし、神奈川県内の区域内に所在する他の営業所で選任されている責任技術者を兼任させることを妨げない。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機械器具を有すること。
- (3) 神奈川県内の区域内に営業所が存すること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 条例第15条第1項の規定により指定工事店としての指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むことができない者
 - オ 法人であって、役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

1. 5 排水設備責任技術者

排水設備責任技術者の資格、職務などの規定は、次のとおりである。

1 排水設備技術者の職務 (条例第17条関係)

排水設備責任技術者は、排水設備の新設等の設計及び工事の施工に関する一切の事項にあたらなければならない。

排水設備責任技術者が、排水設備の設計をする場合は、法令の技術上の基準に適合するよう設計し、その工事の監督管理にあたっては、条例第5条に規定する排水設備等の計画について市長の確認を受けたものに基づいて適正な工事を施行するよう努めなければならない。また市長の検査時に立会いを拒んではならない。

2 排水設備責任技術者の資格及び欠格事項 (条例第17条関係)

- (1) 責任技術者となることができる者は、次の各①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 神奈川県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格した者。
 - ② 協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための更新講習（以下「更新講習」という。）の課程を修了した者。
 - ③ この市の技術職員として通算して5年以上下水道工事に関する実務に従事した者であって、その職務の経歴により責任技術者の業務を行うのに十分な知識を有すると市長が認めた者。
- (2) 前項の規定に関わらず、次の各①、②のいずれかに該当する者は、責任技術者としての登録を受ける事ができない。
- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ② 心身の故障により責任技術者の職務を適切に行うことができない者。

1. 6 指定工事店の取消し又は効力の停止（条例第15条関係）

指定工事店が次の各号のいずれかに該当すると認められたときには、指定の取消し、又は一定期間指定した効力を停止することがあり、排水設備の設計、施工を行うことができない。

- (1) 不正の手段又は虚偽の申請により指定工事店の指定を受けたとき。
- (2) 条例第7条の規定に適合しなくなったとき。
- (3) 条例第12条の規定に違反したとき。
- (4) 条例第13条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 排水設備の新設等の設計及び工事の施工について不正があったとき。
- (6) その施工する排水設備の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与える恐れが大である場合において、市長が命じる措置を執らなかつたとき。

1. 7 指定工事店の指定の有効期間とその更新（条例第8条、第11条関係）

指定工事店の登録の有効期間は、5年である。指定工事店の指定を受けている有効期間満了後にも引き続いて指定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに更新の申請をしなければならない。

第2章 指定工事店の申請の手続き

2. 1 指定の申請（条例第8条、工事店規則第3条関係）

指定を受けようとする者は、条例第8条に基づき工事店規則第3条に規定する排水設備指定工

第3編 排水設備の事務取扱い

事店指定更新申請書（以下「指定申請書」という。）を作成し必要書類を添えて、市長へ提出すること。

指定申請書に添付する書類

- (1) 個人である場合においては、住民票の写し、在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードをいう。）の写し（当該個人が在留カードを交付された者である場合に限る。）及び条例第7条第4号アからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- (2) 法人である場合においては、当該申請者の登記事項証明書及び定款の写し並びに代表者及び役員が条例第7条第4号アからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに営業所付近の地図
- (4) 選任した責任技術者の名簿及びその者との雇用関係を明らかにする書類並びにその者が条例第17条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類の写し及び条例第17条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (5) 排水設備の新設等の工事の施工に必要な機械及び器具並びに設備を記載した書類並びに当該機械及び器具並びに設備の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

市長は、指定の申請書を受付たときは、内容を審査して、この適否を決定し、排水設備指定工事店指定等決定通知書により通知する。この場合、指定を適当と認めたときは、藤沢市排水設備指定工事店証を申請者に交付する。なお新規登録手数料は10,000円である。

指定を受けた工事店は、上記指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げておかなければならない。

2. 2 指定の更新の申請（条例第11条、工事店規則第3条関係）

指定工事店は、指定期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに、排水設備指定工事店指定更新申請書に、新規の指定と同じ書類を添付して提出しなければならない。

上記書類の更新申請があったときは、その適否を決定し、排水設備指定工事店指定等決定通知書により通知される。

指定の更新を受けた工事店は、新たな指定工事店証が交付される。なお登録更新手数料は5,000円である。

2. 3 指定工事店の異動の届出（条例第13条、工事店規則第8条関係）

指定工事店は、次の事由が生じた場合は、速やかに排水設備指定工事店異動届を提出しなければならない。

- (1) 営業所を移転したとき
- (2) 商号を変更したとき

- (3) 組織を変更したとき
- (4) 営業を譲渡したとき
- (5) 選任した責任技術者に異動があったとき
- (6) 役員に異動があったとき

2. 4 営業の廃止等の届出 (条例第14条関係)

指定工事店が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第7条に規定する要件を欠くに至った場合 指定工事店
- (2) 指定工事店である個人が死亡した場合 その相続人
- (3) 指定工事店である法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (4) 破産した場合 その破産管財人
- (5) 指定工事店である法人が合併及び破産以外の理由により解散をした場合 その清算人
- (6) 営業を廃止した場合 指定工事店 (指定工事店が法人である場合は、当該法人を代表していた役員)
- (7) 営業を休止した場合 指定工事店

なお、届け出にあたっては、指定工事店証を添付して提出しなければならない。

2. 5 指定工事店の調査 (条例第25条関係)

市長は、必要があると認めるときは、指定工事店の店舗の状況、排水設備技術者の有無その他の資格要件を調査することができる。

第3章 排水設備の確認申請の手続き

3. 1 総 則

1 排水設備の計画の確認 (条例第5条関係)

排水設備の新設、増設、改築又は修繕 (以下「新設等」という。) を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について排水設備新設等確認申請書に規則で定める書類を添付して工事着手の14日前までに申請し市長の確認を受けなければならない。ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には適用しない。

2 排水設備の新設・増設・改築・修繕の定義

(1) 排水設備の新設

排水設備が敷設されていない土地に、排水設備を新たに設ける場合をいう。

(2) 排水設備の増設

既設の排水設備に、新たに排水設備を延長する場合をいう。

(3) 排水設備の改築

既設の排水設備の全部又は一部を撤去して、同一箇所に変更して排水設備を設ける場合をいう。

(4) 排水設備の修繕

既設の排水設備を修繕する場合をいう。なお、以下に記載の工事はこれに含まれない。

① ますの蓋又はマンホールの蓋の据付け又は取替えの工事

② 防臭装置その他の排水設備の附属装置に係る修繕のための工事

3 排水設備の設置

敷地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備は公共下水道と一体的に迅速かつ確実に整備されて、初めて下水道の目的を達成することができる重要な施設である。したがって、排水設備は政令で定められた技術上の基準によって正しく設計・施工され、適正な維持管理を行うことが大切である。

4 排水設備の接続の方法

公共下水道及び市が維持管理している下水道へ、下水を流入させるために必要な排水設備等を接続させるときは、次の区分によらなければならない。

(1) 分流式の公共下水道

汚水と雨水を分離し、汚水の排水設備にあつては、汚水の公共取付ますへ、雨水の排水設備にあつては、雨水の公共取付ます、その他の排水設備に接続することとする。

(2) 合流式の公共下水道

汚水と雨水を分離することなく、敷地内において1本の排水管にまとめて、合流式の公共取付ますに接続させなければならない。

下水の種類	分流式公共下水道		合流式公共下水道
	污水管	雨水管	
① 水洗便所からの汚水	○		○
② 台所からの汚水	○		○
③ 風呂場からの汚水	○		○
④ 洗面所からの汚水	○		○
⑤ 洗濯場からの汚水	○		○
⑥ 屋外洗場等からの汚水	○		○
⑦ 冷却水からの汚水	○		○
⑧ プールからの水	○		○
⑨ 地下構造物からの湧水	○		○
⑩ 給湯器のドレン排水（※1）	○		○
⑪ エアコンのドレン排水	○		○
⑫ その他雨水以外のすべての汚水	○		○
① 雨水（雨どいの雨水を含む）		○	○
② 地下水（地表に流れてくる湧水）		○	○
③ 雪どけ水		○	○
④ その他不用な自然水		○	○

※1 潜熱回収型ガス給湯器及び家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水については、設置する「潜熱回収型ガス給湯器」及び「家庭用燃料電池システム」が一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）に認証機器であれば雨水扱いとする。

5 排水設備の設計及び工事の施工者（条例第6条関係）

設計に当たっては設計者は、関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性、施工、維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備とする。

工事の施工に当たって指定工事店は、現場の状況を十分に把握し、設計図等に従って適切に施工する。

当市では、この技術上の基準に適合した排水設備等の設置が確実に実施されるために指定工事店制度を設けているところであり、排水設備の新設等の設計及び施工は、市長が指定する工事店でなければ行うことができない。ただし、法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事にあつては、この限りではない。

6 排水設備等の計画の確認と指定工事店の義務（条例第5条関係）

項目3.1「1 排水設備の計画の確認」に記載のとおりである。

指定工事店が計画の確認を受けていないものについて工事を行った時は指定工事店の義務違反として条例第15条の規定により、取消し又は停止等の処分を受ける。

7 排水設備工事等の変更の申請及び届出（条例第5条関係）

排水設備の新設等の工事を行う者は、確認を受けた事項を変更しようとするときは、工事着手前に排水設備新設等確認変更申請書を提出し、市長の確認を受けなければならない。

ただし、変更しようとする事項が排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのないものであるときは、その旨を市長に届け出ることによって確認に代えることができる。

(1) 排水設備新設等確認申請の変更申請対象事項

- ① 公共下水道施設への接続先に変更があるとき。
- ② 主管の管径が変わるとき（管径を小さくする場合）。
- ③ 新たに排水ヘッダーを使用するとき。
- ④ ポンプによる排水が新たに必要となるとき。
- ⑤ 取付ますの入替えが必要となるとき。
- ⑥ その他、市長が特別に必要と認めたとき。

(2) 排水設備新設等確認申請の変更届対象事項

- ① 主管の排水ルートが変更又は追加になるとき。
 - ② ますの数に変更が生じるとき。
 - ③ 主管のます間の延長が1.0m以上の変更が生じるとき。
 - ④ 枝管の管径が変わるとき。
 - ⑤ 新たに床下配管に変更するとき。
 - ⑥ 排水器具（枝管）の新設（主管の排水ルートの途中）、廃止が生じるとき。
 - ⑦ 主管の管径が変わるとき（管径を大きくする場合。ただし、取付管径を超えてはならない）。
- ※途中で管径を大きくする場合は、下流側の管径をそれ以上とすること。
- ⑧ その他、変更申請対象以外のもの。

ただし、特例として特に緊急を要するときは事前に図面等で協議し、確認を受けて施工することができることとする。この場合は5日（休日を含む）以内に必ず変更確認申請を行うこと。

8 排水設備工事等の完成の届出（条例第26条関係）

排水設備等の計画の確認ののち工事に着手し、工事が完成した日から5日以内に排水設備新設等完成届を提出しなければならない。

この届けにより、市長は設置された排水設備について立入検査を行うものである。

3. 2 排水設備等の計画確認申請等の手続き

1 排水設備新設等確認申請書の作成方法

排水設備新設等確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、工事着手日の14日前までに、

市長に提出しなければならない。この場合、土地、家屋の状況により共同の所有者がいるときは、代表者を定め、その代表者が申請する。

- (1) 平面図 3部
 表示すべき事項
- ① 排水設備の設置（新設・増設・改築・修繕）しようとする土地（申請地）の境界線及び方位並びに地盤高
 - ② 申請地付近の道路の配置
 - ③ 申請地内にある建物及び台所・風呂・洗濯機・水洗便所・その他汚水を排除する施設の配置
 - ④ 申請地付近の公共下水道の配置
 - ⑤ 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の配置
 - ⑥ 管渠の配置・形状（D）・寸法（L）・勾配（S）
 - ⑦ ます又はマンホール（人孔）の配置
 - ⑧ スクリーン・油脂止めの装置その他の除害施設・ポンプ施設又は防臭装置を設けるときは、その配置
 - ⑨ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
 - ア 管渠の表示について
 - 汚水系統：赤色
 - 雨水系統：青色
 - 既設排水施設（使用可能）：黒
 - イ 浸透ますの表示について（平面図に設置か所を明示する）
 - A型浸透ます：A
 - B型浸透ます：B
 - 簡易浸透ます：シ
- (2) 縦断面図 3部
 敷地（申請地）の面積によって必要な場合提出する。
- (3) 除害施設・ポンプ施設の図面 3部
 除害施設、ポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面
- (4) ディスポーザーキッチン排水処理システム関係書類 3部
- ① ディスポーザ設置等届
 - ② 維持管理等に関する計画書
 - ③ 維持管理業務委託契約確約書
- (5) 案内図 3部
 申請地の場所が明示できる縮尺（1／1000～1／3000）位のものを使用し、街区番号のある地域については表示すること。申請地を明示した地図の写しでも可。
- (6) 使用承諾書

第3編 排水設備の事務取扱い

他人の土地又は排水設備を使用する場合は承諾書を提出（承諾を得ている旨を平面図に明記する場合は、使用承諾書の提出は不要）。

(7) 配管立図

指示のあった場合提出する。

(8) 公共下水道使用開始等届（排水設備新設等完成届提出時に添付でも可）

2 確認申請書及びその他書類の提出先

確認申請書及びその他書類は、担当課に提出しなければならない。

3 排水設備工事を期限内に完成できない者の取扱い（条例第3条関係）

公共下水道の供用開始後6ヶ月以内に排水設備工事をしなければならないが、指定期限内に排水設備工事を完成できない者は、排水設備設置期間延長許可申請書を提出し、その期間の延長の許可を受けることができ、排水設備設置期限延長決定通知書により通知される。

4 確認申請書の提出に伴う取扱い上の注意

市の管理する下水道（以下「公共下水道等」という）に、宅地内の下水を排除するため公道に接する民地に、公共下水道等に接続されたます（以下「公共取付ます」という）が設置されている。しかし、既設の公共下水道等には、このますが種々の事情により設置されていない場合があるので、その取扱いについて注意を要する。

この公共取付ますは、市で設置する公共取付ますと、自費で設置する公共取付ますとがあり、その手続きについては第3編第5章を参照のこと。

5 仮設トイレ排水時の事務取扱いについて

戸建住宅等の築造に伴い設置する仮設トイレの排水を公共下水道に接続する場合は、排水設備新設等確認申請書の提出は不要とし、公共下水道使用開始等届及び案内図のみを提出するものとします。また、完了立入検査も実施しません。ただし、開発行為等（都市計画法第4条第12項に規する行為及び藤沢市特定開発事業等に係わる手続き及び基準に関する条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する行為をいう。）に該当するもので仮設トイレを設置する場合については排水設備新設等確認申請書を提出し、市長の確認を受けてください。なお、完了立入検査も実施します。

申請から完成まで

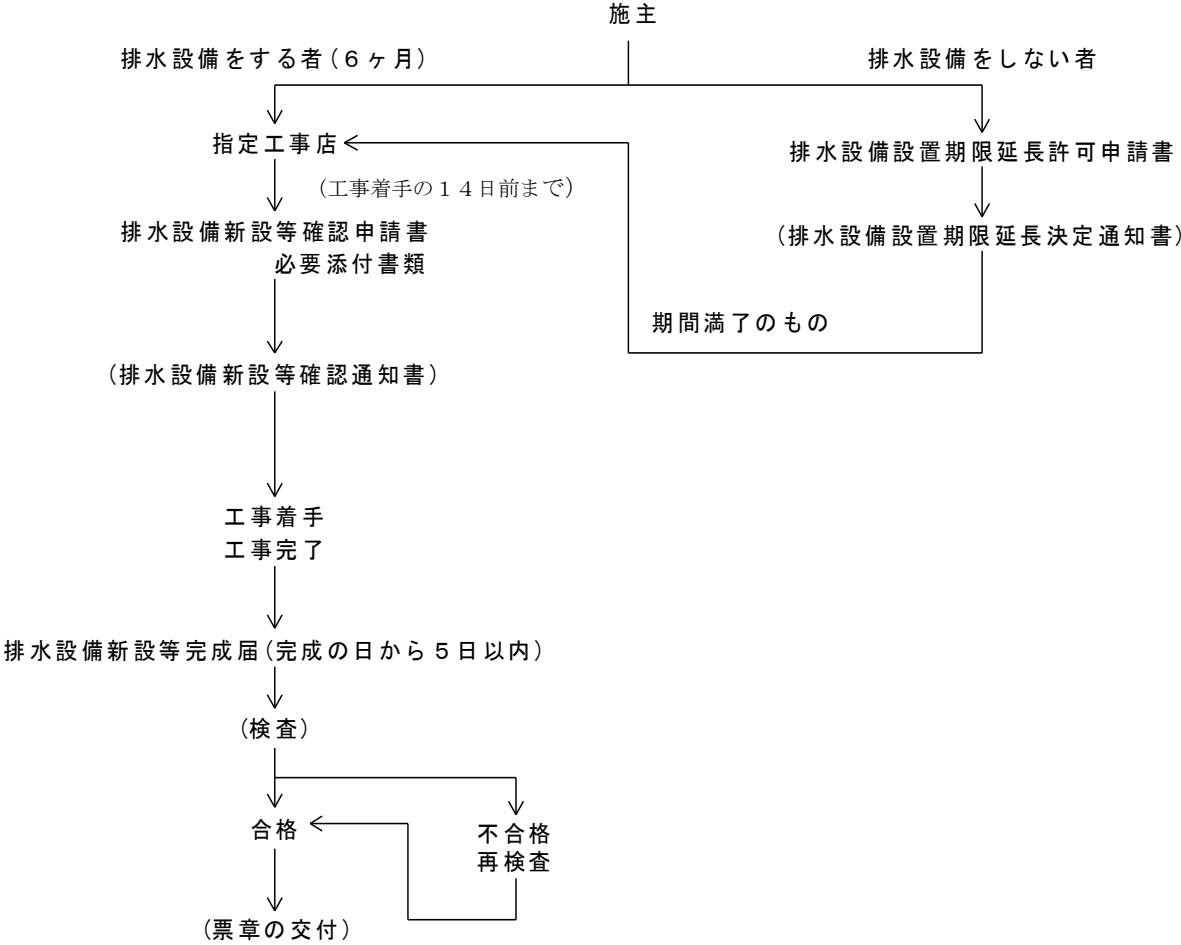


図 5-1-1 排水設備設置に係る手続きフロー

第4章 公共取付ますの事務取扱い

公共取付ます及び取付管は、公共下水道施設の一部として、公共下水道の供用開始に合わせて設置されるものであるが、この公共取付ますは、公費で設置する公共取付ます（以下、「公費施工公共取付ます」という。）と、自費で設置する公共取付ます（以下、「自費施工公共取付ます」という。）に分けられる。

4. 1 公共取付ますとは

市の管理する公共下水道のうち、宅地内の下水を下水道に流入させるために設ける排水設備と下水道本管との間に設ける施設を公共取付ますという（原則公道に接する民地側に設ける）。

この公共取付ますには、分流地域においては、汚水を排除する汚水公共取付ますと、雨水を排除する雨水公共取付ます、合流地域においては、汚水と雨水を排除する合流公共取付ますがある。

1 公費施工公共取付ます

公共下水道事業計画区域内で、公共下水道の供用開始がされている区域又は、排水可能な市の管理する下水道があるとき、土地又は家屋の所有者又は占有者が公費施工公共取付ますの設置を希望する場合は、規則第4条の規定により設置することができる。

なお、公費施工公共取付ます等の設置の可否については、「藤沢市公共下水道公共取付ます等の設置に係る取扱い基準規程」に基づく適合可否の調査を市において実施する必要がある。そのため、公費施工公共取付ますを希望する場合は、あらかじめ「公共取付ます等設置事前相談受付簿（以下、「事前相談受付簿」という。）」を担当課へ提出する必要がある。ただし、過去に一度でも調査している箇所については調査が不要となるため、過去の調査実績の有無については担当課に問い合わせること。

また、事前相談受付簿による調査を実施していない箇所における「公共取付ます等設置依頼書」は受理できないためご注意ください。

公費で公共取付ます設置が可能となった場合で、公費施工公共取付ます等の設置を希望する際は、「公共取付ます等設置依頼書」と次のページの（2）に定める書類を添えて、「排水設備新設等確認申請書」と合わせて申請すること。

申請の流れについては、図 5-1-2 公共取付ます設置フローを参照。

ただし、土地区画整理事業区域内での設置にあたっては、土地区画整理事業施工者へ問い合わせること。

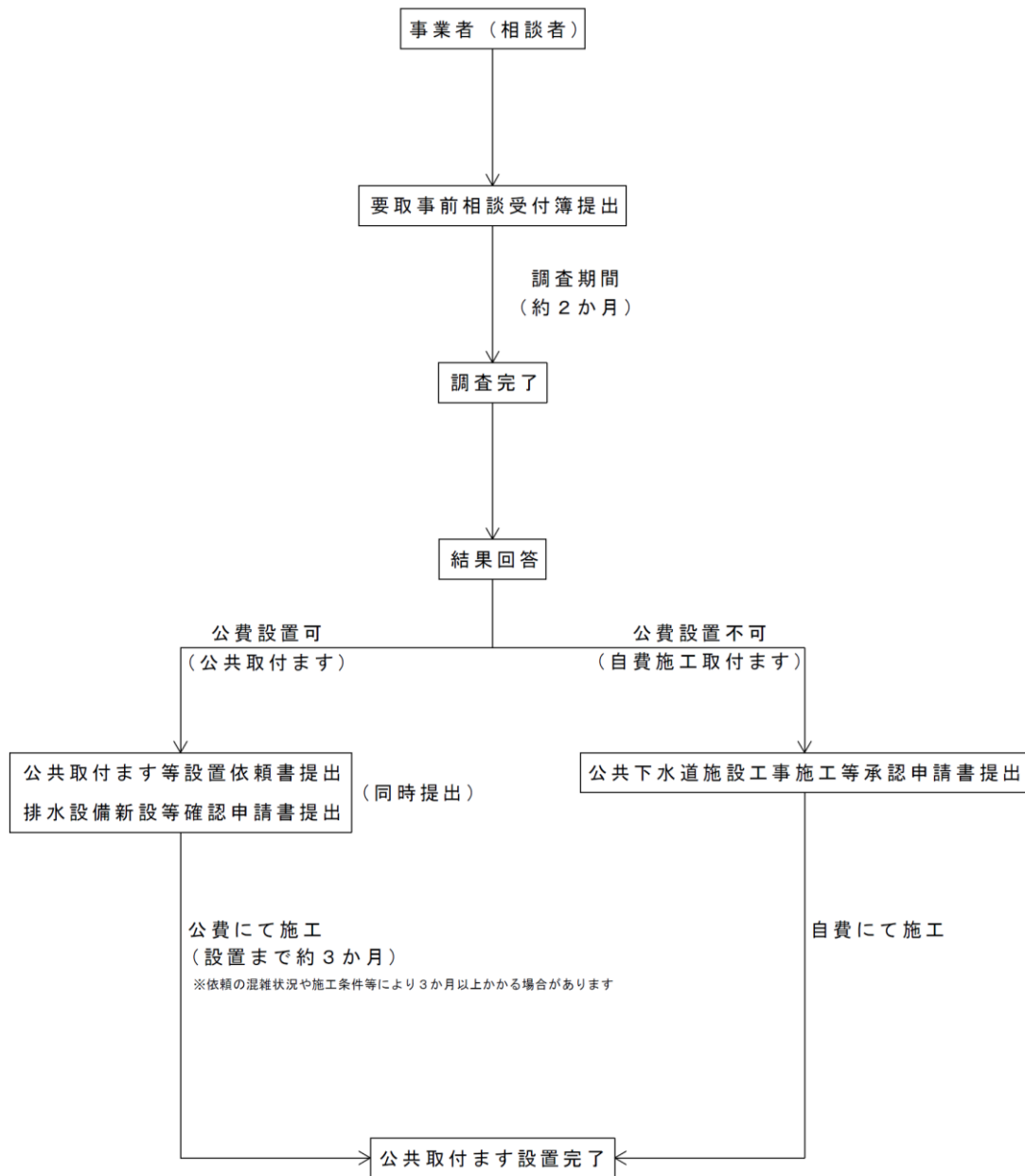


図 5-1-2 公共取付ます設置フロー

(1) 公共取付ます等事前相談受付簿添付書類

- ① 案内図（必須） 1部
- ② 公図の写し（必須） 1部
- ③ 排水設備計画図 1部
- ④ 全部事項証明書の写し 1部
- ⑤ 下水道台帳 1部

(2) 公共取付ます等設置依頼書添付書類

- ① 案内図 1部

- ② 公共取付ます設置位置図 1部
周辺道路の幅員、側溝等の構造物、駐車場位置、下水道本管の位置・深さ、取付管の延長、公共取付ますの位置（上流人孔からの距離を明示）等を表示したもの
- ③ 排水設備平面図 1部
排水設備新設等確認申請書に添付した平面図と同一のもの
- ④ 公図の写し 1部
- ⑤ 全部事項証明書の写真 1部
本管理設時の所有状況及び対象地の現所有者がわかるもの
- ⑥ 下水道台帳 1部

(3) 設置までの期間

申請を受理されてから最低3か月の期間がかかるため、申請にあたっては余裕をもって行う必要がある（依頼の混雑状況及びます等の設置場所の施工条件等によっては、それ以上かかる場合もある）。

2 自費施工公共取付ます

公共下水道又は市の管理する下水道が築造されている地域において、自己の都合により公共取付ますを設置する必要がある場合、公共下水道施設工事施工等承認申請書により、市長に届け出なければならない。

○申請手続きについて

自費施工公共取付ますは、公共下水道施設工事施工等承認申請書にて、排水設備新設等確認申請をする以前に届け出なければならない。その際に道路管理者に道路の占用掘削の申請をし、その許可後でなければ工事に着手してはならない。

なお、この設置された公共取付ますは、工事検査合格後に市に移管し、市の資産として管理される。

添付書類は、ホームページに掲載されている公共下水道施設工事施工等承認申請書一式をご覧ください。

藤沢市公共下水道取付ます等の設置に係る取扱い基準規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公共下水道事業計画区域内における公共下水道のうち取付ます等の設置に係る取扱いについて必要な事項を定め、適正な指導を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 公共下水道 | 下水道法第2条第3項に規定する公共下水道をいう。 |
| (2) 公共下水道事業計画区域 | 下水道法第4条第1項の規定により事業計画を定めた区域をいう。 |
| (3) 取付ます等 | 公共下水道のうち、藤沢市下水道条例施行規則第4条第5項に規定する取付ます及び取付管をいう。 |
| (4) 本管 | 市が設置し、又は管理する管をいう。 |
| (5) 供用開始の公示等 | 下水道法第9条に規定する行為をいう。 |
| (6) 換地処分 | 土地区画整理法第103条第1項による行為をいう。 |
| (7) 仮換地面積 | 土地区画整理法第98条の仮換地の指定を受け、かつ使用収益の開始された土地の面積をいう。 |
| (8) 開発行為等 | 都市計画法第4条第12項に規定する行為及び、藤沢市特定開発事業等に係わる手続き及び基準に関する条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する行為をいう。 |
| (9) 排水面積 | 雨水排水については、土地のすべての面積をいう。 |

第3編 排水設備の事務取扱い

(判断基準)

第3条 取付ます等の設置は、次の各号に掲げる事項により、行うものとする。

- (1) 市が本管を布設する際、取付ます等の設置は、藤沢市下水道条例施行規則第4条第3項に基づき市が行うものとする。
なお、供用開始の公示後に取付ます等を設置する場合には、藤沢市下水道条例施行規則第4条第3項及び4項の排水面積に基づき市が行うものとする。
以下、排水面積とは次に掲げるものとする。
 - イ) 排水面積を算定する場合において、当該土地所有者及び土地面積は全て供用開始の公示時の土地所有者及び実測又は不動産登記法に規定する土地登記簿、その他の公簿による面積を基準とする。
 - ロ) 排水面積を算定する場合において、隣接する土地が同一所有者であれば、1つの土地として面積を算定する。
- (2) 前号に規定する場合以外及び開発行為等に該当する場合は自費にて設置するものとする。

附則

1. この規程は平成24年12月27日から施行する。
2. この規程の施行の日前に依頼のあった公共取付ます等設置依頼の取扱いについては、従前の例による。
3. この規程の施行にあたって、別に市長が認めた場合は、この限りではない。

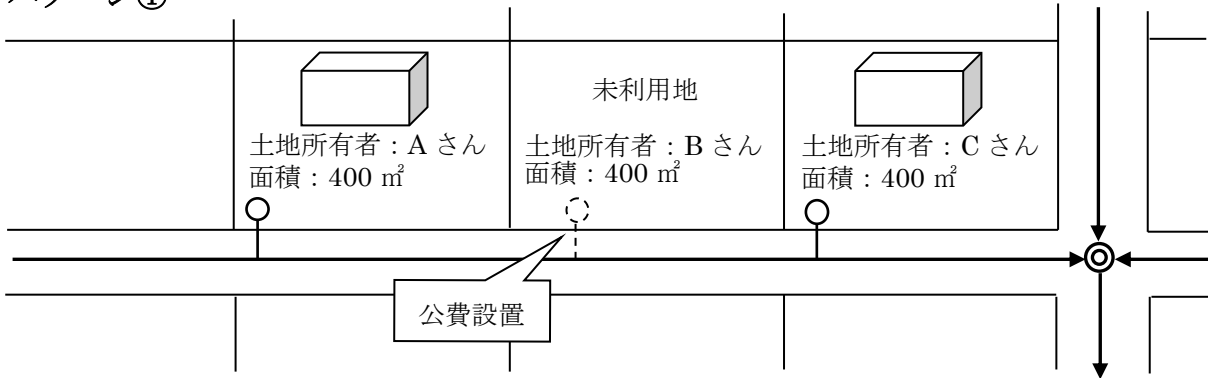
以上

公費で設置する公共取付ます等（公共取付ます及び取付管）は下表を基準とする。

排水面積(m ²)	公費で設置する公共取付ます等
600 m ² 未満	1箇所
600 m ² 以上 900 m ² 未満	2箇所
900 m ² 以上 1200 m ² 未満	3箇所
以下300 m ² 増えるごとに1箇所追加	

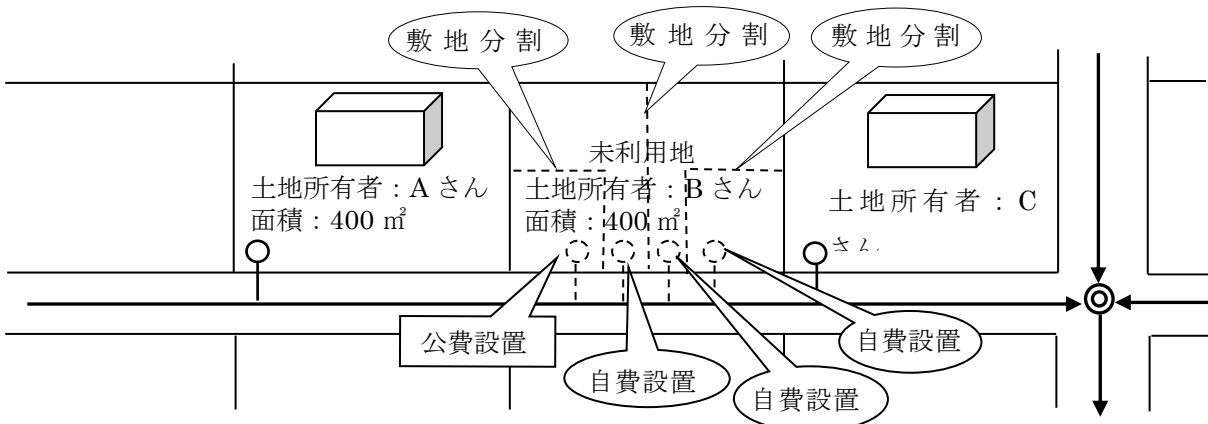
- ※ 土地所有者及び排水面積は全て供用開始公示時の登記簿上の土地所有者及び面積を基準とする。
- ※ 隣接地が同一所有者であれば地番が別でも1つの土地として、面積算定する。
- ※ 供用開始公示後に公共下水道施設工事施工等承認申請の帰属に係るもの及び公費で設置した公共取付ます等は、供用開始公示時に設置したものとして扱う。
- ※ 区画整理事業中は仮換地図を基準にする。
- ※ 開発行為等に係るものは、公共取付ます等は自費施工とする。

パターン①



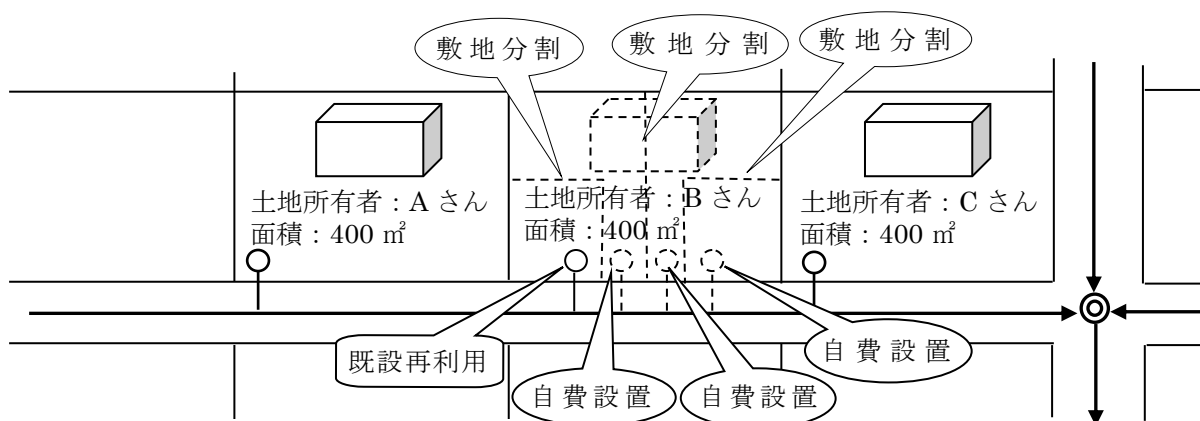
供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、公共取付ますを設置しなかったBさんの土地には下水道条例施行規則第4条第3項に基づき、公費で公共取付ます等を1箇所設置する。

パターン②



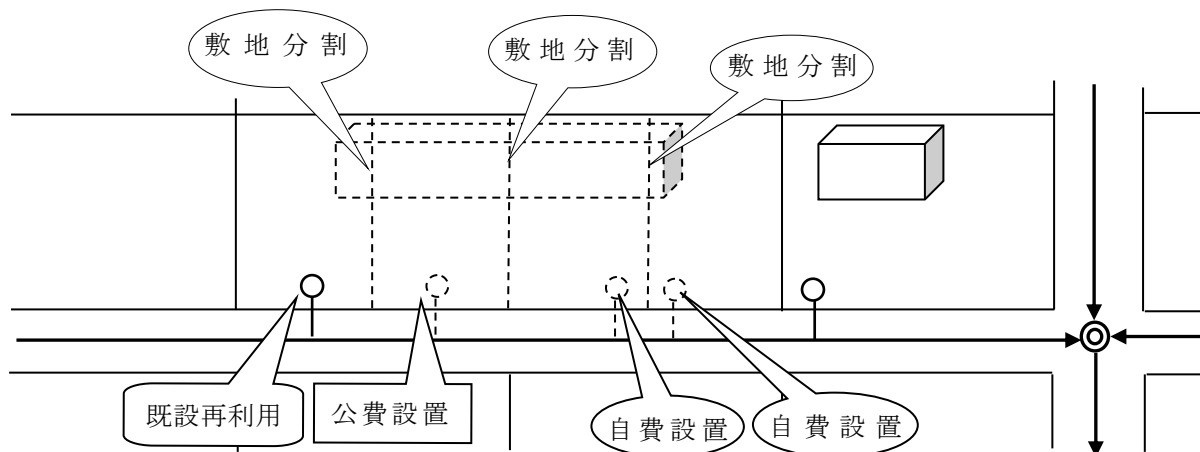
供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、公共取付ますを設置しなかったBさんの土地には下水道条例施行規則第4条第3項に基づき、公費で公共取付ます等を1箇所設置する。

パターン③



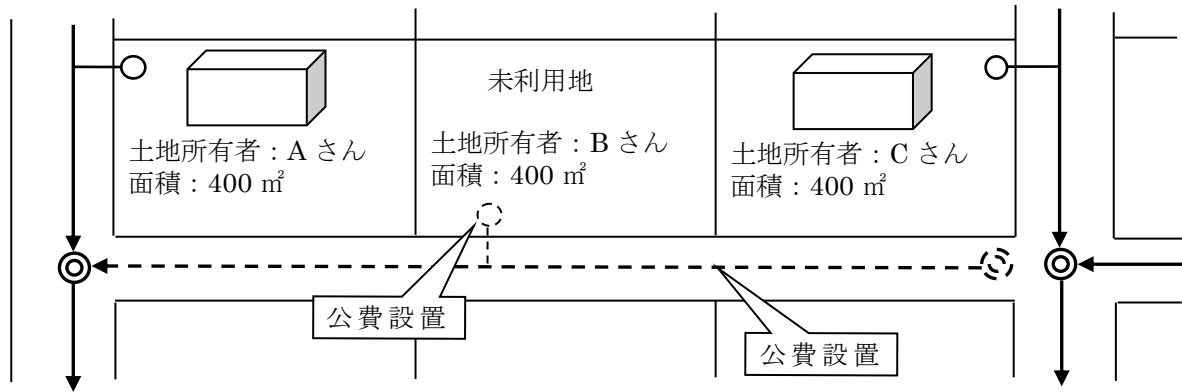
供用開始公示時に 400 m²あり、公共取付ます等が既に1箇所設置されている（自費・公費を問わず）Bさんの土地を分割し公共取付ます等を追加しようとする場合は自費工事となる。

パターン④



供用開始公示時に 800 m²あり公共取付ます等を公費で2箇所付けられたが1箇所しか付けなかったAさんの土地には下水道条例施行規則第4条第4項に基づき公費で1箇所公共取付ます等を設置する。

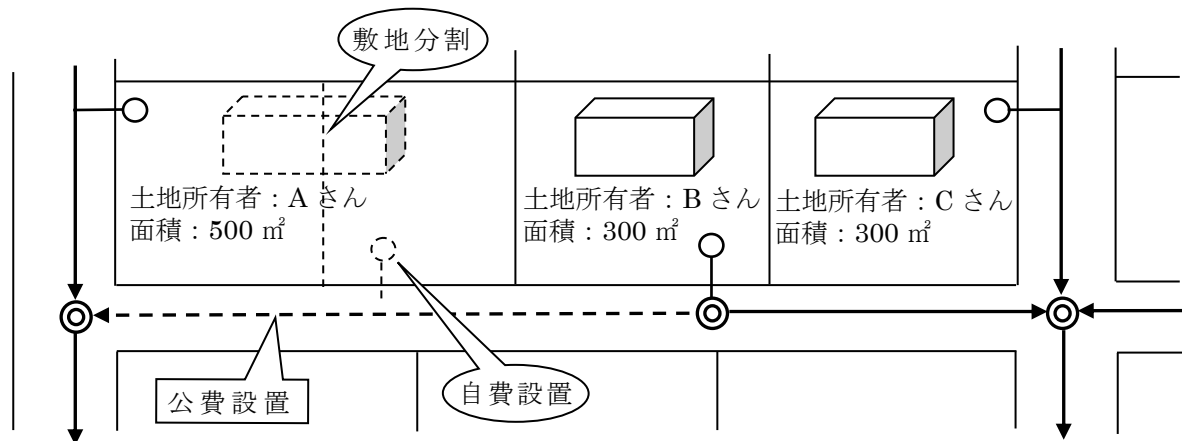
パターン⑤



供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、本管及び公共取付ます等を設置しなかったBさんの土地には公費で本管を布設し、下水道条例施行規則第4第3項に基づき公費で公共取付ます等を1箇所設置する。

(ただし、本管施工が伴うため予算措置が必要となり、次年度以降に整備する)

パターン⑥



供用開始公示時に既に公共下水道が利用可能であったAさんの土地を敷地分割し公共取付ます等を追加する場合は本管は公費で設置するが、公共取付ます等は自費で設置する。

(ただし、本管施工が伴うため予算措置が必要となり、次年度以降に整備する)

